

令和2年度豊田市成年後見・法福連携推進協議会 第2回会議 議事録

日時 令和2年11月6日（金）午後2時～午後4時

場所 豊田市役所 南74委員会室

出席者（委員）※敬称略

杉本みさ紀（愛知県弁護士会）、前田裕之（愛知県司法書士会）、
近藤孝（愛知県社会福祉士会）、杉村龍也（JA 愛知厚生連 豊田厚生病院）、
阪田征彦（豊田市地域自立支援協議会）、小澤伸也（豊田市基幹包括支援センター）

出席者（設置要綱第8条第4項により会長が認めた者）

なし

欠席者（委員）

加藤真二（豊田加茂医師会）

オブザーバー ※敬称略

大林克典（名古屋家庭裁判所 家事次席書記官）
坂田夕弥（名古屋家庭裁判所岡崎支部 主任書記官）

事務局

【福祉部】田中福祉部長、梅田社会福祉事務所長
【福祉総合相談課】中川課長、加藤（良）担当長、杉浦主査、加藤（史）主事
【地域包括ケア企画課】鷹見担当長
【豊田市社会福祉協議会】中田事務局長、鈴木地域福祉推進室室長
【豊田市成年後見センター（以下、センターと表記）】
永井課長、八木センター長、山下副センター長ほか職員

傍聴者

なし

次第

- 1 開会・福祉部長挨拶
- 2 委員・オブザーバー紹介
- 3 令和2年度の推進協議会の進め方について
- 4 令和2年度第1回会議における意見の整理について
- 5 議 事
 - (1)：豊田市成年後見制度利用促進計画について（報告）
 - (2)：とよた市民後見人の養成・共働について
 - ・とよた市民後見人養成講座について（報告）
 - ・とよた市民後見人の受任体制について（協議）
 - (3)：令和2年度豊田市成年後見支援センター中間実績について（報告）

議事録（要旨）

1 開会・福祉部長挨拶

【福祉部 田中部長】

- ・豊田市では、昨年度「豊田市成年後見制度利用促進計画」を策定し、今年度から取組を本格化している。書面開催した前回、委員の皆様から頂いた意見を踏まえてさらに取組を推進していく。今回も皆様から活発な意見を賜りたい。

2 委員・オブザーバー紹介

3 令和2年度の推進協議会の進め方について

（事務局より説明）

4 令和2年度第1回会議における意見の整理について

（事務局より説明）

5 議事 （1）：豊田市成年後見制度利用促進計画について

（事務局より説明）

【前田委員】

- ・取組項目21（意思決定支援）について、エンディングノートを活用するときは、すでに代行決定の段階に入っているため、本人の意思決定支援を行う上では慎重に扱ってほしい。
- ・意思決定支援に関する研修を行う場合は、成年後見制度に関連する専門職へも情報提供などの配慮をお願いしたい。
- ・取組項目25（居住支援協議会）については、後見人等にとっても必要な仕組みであるため、早めの整理をお願いしたい。

【近藤委員】

- ・厚生労働省から「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」が令和2年10月30日に公表された。意思決定支援のためのチェックシート等も整備され

ているためそれらを活用し、意思決定のプロセスを重視できるとよい。

【杉村委員】

- ・取組項目4（つなぐ目安）について、病院の医療相談員にとっても、本人の意思決定能力や経験年数などによってセンターにつなぐべきかどうか判断に迷う場合がある。具体的な事例を多く示した目安を作ると、活用しやすいものとなる。

【小澤委員】

- ・取組項目1（支援者向けの研修）について、今後の研修等の展開はどのように考えているか。

【事務局（センター）】

- ・今年度はできなかったが、昨年度まで行っていたような高齢者、障がい者それぞれの支援者向け研修をセンター主催で行っていく。

【阪田委員】

- ・意思決定支援の研修や支援者向けの研修においても、事例から学ぶという姿勢が重要。本人を含めたチームとして連携できるように、事例を用いてリアルに感じることができるよう研修を作っていたらとよい。

【杉本会長】

- ・取組項目17（新たな担い手）について、既存の社会福祉法人へヒアリングすることはよいが、法人として利益相反や本体事業への影響が懸念される。場合によっては、成年後見制度利用促進に携わっている専門職が新たな団体を立ち上げていくといった動きがあるとよい。
- ・取組番号10（虐待に対する専門的判断の仕組みづくり）に関連して、特に障がいの虐待対応について基幹的な相談機能を持つ仕組みが考えられるとよいと感じている。

【事務局（市）】

- ・意思決定支援に関する取組として、現在意思決定支援ポイント集の修正作業を行っている。ワーキンググループでの協議を踏まえ、修正する予定。
- ・意思決定支援ポイント集を活用した研修も検討しており、事例が重要であるという今回の意見を受け、事例集の作成も考えられる。また研修の際は、本協議会の関係者にもお声がけさせていただきたい。
- ・意思の記録ツールについては高齢、障がいそれぞれの分野で別のツール作成を考えている。エンディングノートを書いて終わりではなく、日々変わる本人の意思の経過を記録し、チームでどのように共有していくかについて検討していく。

【杉本会長】

- ・意思決定支援の取組が進むと、副次的に医療機関と後見人等の間で課題になりやすい医療同意などの問題が解消していく効果があるかもしれない。

【杉村委員】

- ・エンディングノートは事前指示書的な役割をもつものであると考える。医療決定を行う際の材料としては後見人等にとっても、本人の意思を推定するうえで有用

ではないだろうか。

【近藤委員】

- ・先ほど申し上げたガイドラインは、具体的に意思決定支援を踏まえた後見事務について書かれたものである。意思決定支援とは何か、後見人等としてどういう場面でどのような役割を果たすのかなどについて記載してある。後見人等としての考え方の整理や実際のアセスメントツールが載っているのも、通常の意味決定支援に関するガイドライン等と区別して理解する必要がある。

【前田委員】

- ・成年後見人等のニーズと、医療機関のニーズはその場面場面で相違があると思われる。お互いにすり寄り、チームとして合意形成ができる環境を研修等通じて作っていければよい。

【杉本会長】

- ・取組項目4（つなぐ目安）について、その方には本当に成年後見制度が必要なのか、日常生活自立支援事業や福祉サービスでの生活支援でカバーできる範囲はどこまでかという点について、整理してチームとして伴走していただくと、後見人等としては助かる。

【事務局（センター）】

- ・つなぐ目安を作っていくうえでも、事例を集めて実際に活用できるものを作成していきたい。好事例だけでなく、こうしたほうが良かったかもしれないという事例も取り入れながら、内容を検討していく。

【杉本会長】

- ・取組項目25（居住支援協議会）について、新しい仕組みを作るというよりは、現在、豊田市の福祉分野で行っている居住支援の動きを広げるとともに、動く中で必要となる関係者を集めるような会議になるのではないかと思う。また、中身のある会議とするために、様々なケースの集積をしていくとよい。

【近藤委員】

- ・取組番号10（虐待に対する専門的判断の仕組みづくり）について、虐待対応においては専門的なアセスメント能力が重要である。その能力を備え、音頭を取って対応していくような基幹的な機能は重要であると考えている。

【阪田委員】

- ・豊田市では、福祉総合相談課が虐待防止センターの機能を担い、相談支援事業所と連携を図って対応していく仕組みはある。

5 議事（2）：とよた市民後見人の養成・共働について

（事務局より説明）

【杉村委員】

- ・別添資料2のステップ4の部分は、具体的にどのような構想であるか。

【事務局（市）】

- ・昨年度までの協議会では、市民後見人の受任体制として大まかに①センターと市

民後見人が複数受任する②専門職と市民後見人が複数受任するといったようなパターンを想定していた。

- ・今回提示した案においては、今年度、市民後見人へのフォロー体制を確立するねらいで、専門職から市民後見人へのリレーが妥当である案件については、まず市民後見人とセンターが複数受任にてリレーを行う。今後ステップ4で市民後見人と専門職との複数受任や監督人としてのフォローを行うのかその受任体制について具体的に検討していきたい。

【前田委員】

- ・市民後見人は超高齢化社会の中で、地域共生社会を目指すための一つの仕組みであると思う。最終的には市民後見人を重要な社会資源としてとらえ、センターがフォローしつつ単独受任していくという考え方も重要。そうするとセンターも他の様々な利用促進に注力できる。
- ・利用促進を考えたときには、持続可能な制度運用のため、家庭裁判所に選任や報酬について柔軟な対応を求めたい。

【杉本会長】

- ・いつでもセンターに相談ができるなど、市民後見人をフォローする体制が確立し、問題なく活動を行えるようであれば、いずれは単独受任も考えられるのではないか。家庭裁判所として感想があれば頂きたい。

【大林次席書記官】

- ・市民後見人の単独受任について、必ず監督人等が就かなければ認めないというわけではない。
- ・市民後見人の案件自体少ないが、現状としては後見センター等が監督人として就いている。専門職から市民後見人へのリレーについても、可能性としてはありうる。

5 議事 (3)：令和2年度豊田市成年後見支援センター中間実績について (事務局より説明)

6 その他

【事務局（社会福祉協議会）】

- ・市民後見人に監督人として就いている権利擁護センターは、どのような理由で監督人の選任希望を出しているのか。

【杉本会長】

- ・県内の権利擁護センターでは、養成した市民後見人の後ろ盾として監督人として就いている。市民後見人の後見活動を見届け、フォローしたいという思いがあると思う。

【前田委員】

- ・市民後見人の単独受任について、制度を組み立てる側からすると、家庭裁判所に

はどのようなフォロー体制が確立していれば選任が認められるのか、見える化していただけると助かる。

【杉本会長】

- ・家庭裁判所と差し支えない範囲でコミュニケーションをとっていきたい。

【坂田主任書記官】

- ・今回伺った意見を参考にさせていただく。市民後見人の選任については、これまで三士会の方々が行われてきたように、これからの実績が重要になってくると思う。

以上